

平成31年4月1日

各部局長 様

品川区副区長

桑 村 正 敏

平成31年度予算の執行について（依命通達）

日本経済は緩やかな回復を続けているものの、中国経済の先行きをはじめとした海外における政治・経済情勢の不安要素や1月の景気動向指数では、基調判断が下方修正されるなど、景気の先行きは不透明な状況である。国による法人住民税のさらなる一部国税化やふるさと納税による減収などは、今後の区の財政運営により影響を与えることが予想されるため、その動向を注視する必要がある。

こうしたなか、平成31年度予算は、「オリンピック・パラリンピック開催を契機としたまちのにぎわいの拡充」、「各地で頻発した自然災害の教訓を踏まえた新たな課題への対応」、「誰もが住み続けられるために福祉と健康の充実」、「子どもがすこやかに大きく成長するまち」を重点項目として過去最大となる予算を編成とした。各事業の実施にあたっては、2020年からの新長期基本計画を見据え、新たな時代に向けた魅力あるまち品川をめざし、区民が必要とする施策を重点的かつ積極的に推進していく必要がある。

そのためには、職員一人ひとりが効果的・効率的な予算執行を進める意識をもって、予算化された施策を積極的に進めていただきたい。また、情勢の変化に応じて、柔軟に施策が展開できるよう、幅広い視野と創意工夫を凝らす想像力、さらには臨機応変な対応力が不可欠である。

よって各部局においては、

第一に、社会経済情勢の変化に迅速に対応し、執行段階においても、積極的かつ柔軟な取り組みを行うこと。

第二に、新長期基本計画の策定を視野に入れ、未来の創造につながる施

策の展開を意識すること。

第三に、歳入では、国や都の政策動向の把握に努め助成制度を有効活用するとともに、クラウドファンディングなど様々な手法をとり入れ、安定した財政基盤の構築を図ること。

第四に、超過勤務上限時間の条例化も踏まえ、より効率的な職務執行のため、業務のさらなる見直しやA I（人工知能）、R P A（ロボットによる業務自動化）などの最新技術の活用により「働き方改革しながわ〜く」を推進していくこと。

以上を踏まえ、下記事項に留意して平成31年度の予算執行にあたられたい。

この旨、命によって通達する。

## 記

### 第一 全般的事項

- 1 予算執行については、予算事務規則、会計事務規則、契約事務規則等に基づき、適正に処理すること。
- 2 新長期基本計画の策定に向け、新たな課題等への対応について、積極的に取り組むこと。
- 3 歳入は、予算計上額の確保が歳出予算執行の前提となることに留意すること。
  - (1) 前年度以上の収入額（率）を達成するよう努め、前年度同月比で低下しているものについては、原因等の分析を行い、適切な措置を講じること。
  - (2) 新規事業に対する国・都支出金については、積極的に情報収集を行い、歳入の確保に努めること。
- 4 歳出は、最小の経費で最大の効果をあげるため、次の点に留意すること。
  - (1) 事業の実施にあたっては、状況に応じた多方面からの検討を加え、より効果的・効率的な執行に努めること。
  - (2) 新規事業については、関係機関との情報交換や協議等を十分に行い、

- 周到な事業計画を作成し、早期着手、適正な執行に努めること。
- (3) 予算執行は、議決予算（予算見積書の事業別予算の各節を指すもの）に即して適正に行うこと。なお、補正予算の計上が必要となる事業の事前執行は、厳に避けること。
- 5 会計管理室における資金繰りを円滑に進めていくため、特に次のことに留意すること。
- (1) 国・都支出金は、関係機関との連絡を密にして、早期収納に努めること。
  - (2) 収支予定を綿密に積算し、収入日と執行日を明確にするとともに、収入に応じた支出を図るよう努めること。
- 6 新公会計制度の運用については、「品川区新公会計制度基本方針」に基づき適正な処理に努めること。

## 第二 歳入について

- 1 特別区民税は、歳入の根幹であり、区財政に大きな影響を与えるものである。ついては、課税対象に脱漏のないよう努めるとともに、負担の公平性の観点からも滞納整理を促進し、一層の徴収率向上に努めること。
- 2 各特別会計における保険料は、保険制度の基盤をなすものであるため、制度の趣旨普及等を通じて特段の徴収努力を行い、徴収率の向上に努め、一般会計による負担の縮減を図ること。
- 3 国・都支出金については、補助制度の創設、組替えなどの動向に注意を払い、積極的な活用を図るなど、一層の収入確保に努めること。
- (1) 補助金等の申請にあたっては、事業計画を綿密に立て、早期の申請に努めること。
  - (2) 補助基準との単価差・対象差等により生じる区の超過負担の解消を関係機関に積極的に働きかけること。
- 4 当初見込んでいた補助金・交付金等に減収のおそれがあるときは、速やかに財政課と協議し、支出抑制等の措置を講ずること。
- 5 各施設使用料については、施設利用のPR等に努めるとともに、利用形態や納付方法等を見直し、増収を図ること。また、受益者負担の考えを踏まえ、使用料の適正化について検討すること。
- 6 負担の公平を図るため、自己負担金、各種貸付金返還金、保育園保育

料、区営・区民住宅使用料等の未納分・滞納分の徴収については、特段の努力をすること。

- 7 新たな寄附金収入については、寄附者の意向に沿って速やかに予算化し、目的に即して執行すること。
- 8 基金の運用については、経済動向を踏まえ、安全性を最重要視するとともに、効率性も考慮すること。
- 9 各種団体が行っている助成制度に注意を払い、積極的な活用を図ること。
- 10 クラウドファンディング等の新たな手法を積極的に導入し、税外収入の確保に努めること。

### 第三 歳出について

- 1 予算の執行にあたっては、事業の目的が確実に達成できるよう、年間の執行計画を策定すること。やむを得ず計画を変更する場合は、最小限にとどめること。

なお、翌年度への予算の繰越しが発生するおそれがある場合は、速やかに財政課へ報告し、関係機関との調整を図ること。

- 2 議決を要する契約締結（変更を含む。）を行う事業については、議案提出時期を含め経理課との緊密な調整を行うこと。
- 3 地域経済対策の観点から、工事の発注や物品購入等については、区内業者への受注機会の確保に努めるとともに、早期発注を心掛けること。
- 4 債務負担行為を設定している事業については、工事出来高等の状況に注意を払い、債務負担行為の変更・追加が見込まれる場合には、速やかに財政課へ協議すること。
- 5 事業の進捗に大きな影響を与える各種の調査・設計委託等については、翌年度の予算編成に支障が生じないように関係各課と十分な調整を図り、早期発注・早期完成に努めること。
- 6 環境に配慮した物品の優先購入（グリーン購入等）を進めることにより、環境負荷の軽減を図ること。
- 7 情報システムに係る経費については、情報システム調達ガイドラインに基づき標準化および効率化を図り、適正な調達プロセスを経ること。
- 8 番号制度の運用については、「品川区におけるマイナンバー制度の利活

用の基本方針」に基づき、個人番号カードの独自利用を検討すること。

#### 第四 予算執行計画について

予算執行計画は、予算事務規則第14条に基づき策定するものである。よって、各部局の長は経営的視点に立ち、自主的な判断と責任により着実な事業執行を図ることを目標に策定すること。

#### 第五 執行手続について

##### 1 予算流用について

予算の執行上やむを得ない事由がある場合は、一定の範囲内において流用を各部局の長の権限で行えるものとするが、事前に財政課と調整すること。

##### 2 執行委任について

執行委任は、委任する側と受任する側との間で綿密な意思の疎通を図り、適切な時期を考慮して行うこと。

##### 3 不用額の処理について

予算執行につき生じた差額（見積差、契約落差）は、その要因を明確に区分し、減額補正または決算上の不用額とすること。

##### 4 進行管理について

施策の目的が効果的・効率的に達成できるよう、執行状況を的確に把握し、執行実績の客観的な分析・評価を行うこと。

(1) 予算執行は、執行計画において、事業別・四半期ごとに定めた執行計画額の範囲内で行い、予算を超過しないよう厳に注意すること。

(2) 予算執行にあたり、次の事項については別途企画部長より通知する。

- ① 進行管理対象事業
- ② 特に区長が指定する事業
- ③ パブリックコメント対象事業

(3) 予算事務規則第24条第2項に基づく収支状況報告および実績報告は、次のとおり行うこと。

- ① 収支状況報告は、各四半期における執行率が80%未満の事業について、各四半期終了後15日以内に執行残額説明書を1部提出して行うこと。また、同説明書指示事項欄には、各部局の長の指示を必ず

記入すること。

- ② 「特に区長が指定する事業」に係る実績報告は省略する。

## 第六 その他

### 1 監査結果における注意事項

定期監査において、例年指摘されている支払遅延や契約手続の不備等が生じないように、予算の執行にあたっては、関係法令等に基づき特段の注意を払うこと。

### 2 公共施設等の整備・管理計画について

「品川区公共施設等総合計画」に基づき、各施設の維持管理にかかる経費について適切に把握し、より効率的な運営に努めるとともに、施設の複合化や集約化、民間活力の導入について積極的な検討を行うこと。

### 3 平成32年度（2020年度）予算編成に向けて

平成32年度（2020年度）は、新長期基本計画の開始年度となる。新計画策定に向けた評価・検証などを通じて見出された方向性や課題を踏まえ、事業の見直し・再構築を進めるとともに、新規事業の検討について、年度当初より積極的に取り組むこと。